

J Aで肥料を購入される販売農家の皆様へ

肥料価格高騰対策の春肥申請について

肥料価格の高騰を受けて、国や県等が化学肥料の低減に取り組む農業者へ肥料費の支援を行なう「肥料価格高騰対策」が昨年秋より実施されております。この度、令和5年の春肥申請について、国・県からスケジュールが示されましたのでご案内します。

J Aで肥料を購入する販売農家の皆様におかれては、今後、アグリセンターから送付される申請受付案内に基づき、申請手続きを進めて頂きますようお願いいたします。

- 春肥申請の対象肥料は、令和4年11月1日から令和5年5月31日までに購入（注文）された肥料です。申請できる肥料は、秋肥分と合わせて1年作分となります。
- 申請対象農家は、購入肥料を使って農産物を生産・販売する農家です。
- 申請者には化学肥料低減に向けた2つの取組みが求められます。令和4年の秋肥申請をされた農家は、原則として秋肥申請と同じ取組みとなります。

【スケジュール】	令和5年5月末日	申請用の春肥の購入（注文）の締め日
	6月中旬～	R5年春肥の申請受付の開始
		県協議会へ申請書の提出、県による審査
	秋以降	交付決定、農家への交付金支払い

※上記のスケジュールは変更となる場合もあります。予めご了承ください。